

精神障害者保健福祉手帳制度のお知らせ

精神障害者保健福祉手帳は、次のことにお使いいただけます。詳しくは関係する窓口にお問合せください。

	制 度	問 合 せ 先	
税	所得税、相続税における障害者控除	郡山税務署	932-2041
	住民税における障害者控除	郡山市役所（市民税課）	924-2081
	自動車税の減免の資格証明 （障害等級１級で自立支援医療を受けている方）	県中地方振興局県税部	935-1235
	軽自動車税の減免の資格証明 （障害等級１級で自立支援医療を受けている方）	郡山市役所（市民税課）	924-2081
	贈与税の非課税の資格証明	郡山税務署	932-2041
助成	重度心身障害者医療費の助成 （精神疾患による入院は対象になりません。） （障害等級１級の方、または２・３級の方で身体障害者手帳か療育手帳を持つ方。）	郡山市保健所 （保健・感染症課）	924-2163
	タクシー・バス料金、自動車燃料費の助成（障害等級１級のみ）	郡山市保健所（保健・感染症課）	924-2163
医療	後期高齢者医療の該当（65歳以上で障害等級１・２級の方）	郡山市役所（国民健康保険課）	924-2146
交通	バス運賃割引（本人の写真が貼付された手帳所持者）	バス会社の営業所・案内所	
	J R ・ 私鉄の運賃割引（本人の写真が貼付された手帳所持者）	J R ・ 私鉄の営業所・案内所	
免除・割引	市立施設の利用料の免除。一部県立施設の利用料の免除	利用する各施設	
	N H K 放送受信料の免除 ・ 全額免除…精神手帳を所持しており、属する世帯員全員が 市民税非課税の場合 ・ 半額免除…障害等級１級の方が世帯主の場合	郡山市保健所 （保健・感染症課）	924-2163
	携帯電話基本使用料等が割引となる場合があります。	各電話会社又は販売店	
その他	生活保護を受給している場合は障害者加算（障害等級１・２級）	郡山市役所（生活支援課）	924-2611
	おもいやり駐車場利用制度（障害等級１級の方）	郡山市役所（障がい福祉課）	924-2381
		県中保健福祉事務所	0248-75-7800
	障害福祉サービス	郡山市保健所 （保健・感染症課）	924-2163

保健福祉手帳の対象となる方は次のとおりです。

精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活への不自由がある方

保健福祉手帳の交付を受けるには、申請手続きが必要です。

- 申請書
 - 下記①又は②の書類
 - 精神障がいによる障害年金を受けている方
障害年金証書の写し又は障害年金の直近の振込（支払）通知書の写し＋同意書
 - 精神障がいによる障害年金を受けていない方
医師の診断書（初診の日から６か月以上経過した時点の診断書）
 - 縦４cm×横３cmの本人の写真（正面、脱帽、１年以内に撮影したもの）
 - 本人の個人番号カード又は、個人番号通知カード
- ※ 有効期限は２年です。更新手続きは、有効期限の３か月前からできます。
保健所から更新の通知等は送付していませんので、ご注意下さい。



お問合せ先：郡山市保健所保健・感染症課 〒963-8024 郡山市朝日二丁目 15-1 024-924-2163